台風第 19 号 関連情報 市税に関する期限を延長します



令和元年 10 月 25 日郡山市税務部市民税課

担当:遠藤 威史

ターゲット 13.1 TEL: 924-2081

【10/25 AM10:00 送信】

台風第 19 号の被災に伴い、市税の申告や納入等の期限を次のとおり延長します。

1 対象の市税

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税種別割、入湯税、事業所税、 都市計画税、国民健康保険税

- 2 期限の延長となる地域 郡山市内全域
- 3 期限を延長する期日 令和元年 10 月 12 日から令和元年 12 月 30 日までに期限が到来するものについて、 令和元年 12 月 31 日まで延長します。